

改訂

気象条件による臨時休業措置等について

京都府立宮津高等学校

宮津市・与謝野町・伊根町・京丹後市のいずれかに次の気象警報が発表された場合は以下のように定める。

大雨警報

洪水警報

暴風警報

暴風雪警報

津波警報

- 1 午前8時40分までに警報が発表されている場合は、自宅待機とする。
- 2 午前10時までに上記の状況が解除された場合は、授業を実施するので速やかに登校すること。
- 3 午前10時現在においても警報が解除されていない場合は、臨時休業とする。
- 4 大雨警報・洪水警報のいずれかが発表されている場合において、状況が回復する見通しがあり、通学の安全が確認できた場合は授業を実施する場合がある。この場合はHR連絡網により連絡するとともに、宮津高校HPに掲示する。連絡を受けた場合は、安全に留意し、速やかに登校すること。
- 5 上記以外の市町村に同様の警報が発表された場合は、当該地区の生徒は自宅待機とする。
- 6 気象警報の発表の有無にかかわらず、「網野～宮津」間でKTRが全て運休している場合は、生徒は自宅待機とする。なお、午前10時までに運転を再開した場合は、授業を実施するので速やかに登校すること。

(平成24年5月16日改訂)